

# 茨城県養蜂適正配置推進会議における蜜蜂転飼計画調整指針

## 1 目的

茨城県養蜂適正配置推進会議において蜜蜂転飼計画（県外からの転飼、県内の転飼、県内の定飼を含む県内全域の蜂群の適正配置計画）を協議するにあたり、蜜蜂の転飼調整を円滑に推進し、本県の養蜂振興に資するため、以下のとおり茨城県蜜蜂転飼計画調整指針を定める。

## 2 基本方針

蜜蜂転飼計画調整にあたっては、過去の転飼実績および、県内養蜂家（定飼飼育者を含む。）の蜂群配置を尊重して調整を行うものとする。

## 3 新規の蜜蜂転飼計画調整の方針

新規の蜜蜂転飼計画（過去に実績のない転飼場所および転飼者の転飼計画）の調整にあたっては、上記の基本方針と合わせ、次により調整を行うものとする。

（１）養蜂振興法第３条第１項に基づく蜜蜂飼育の届出がなされ、同法同条第４項に基づき本県知事へ通知されている蜜蜂転飼計画であること

（２）転飼許可申請予定場所から概ね６ｋｍ以内に他の蜂群（県外からの転飼、県内の転飼、県内の定飼を含む）が飼育されていないこと

ただし、６ｋｍ以内の花粉交配用蜜蜂又は蜂蜜等を販売・貸出することを目的とした蜂群の所有者から確認票（様式１号）により、転飼に関する同意が確認された場合はこの限りではない。なお、花粉交配用蜜蜂又は蜂蜜等を販売・貸出することを目的とした蜂群の所有者であることについては、養蜂実態調査への回答結果及び県内関係団体等への照会結果をもとに判断する。

また、新規又は大幅変更について調整済みとなった蜂場の６ｋｍ以内にその他目的の蜂群が飼育されている場合は、その所有者に調整済みであることを通知するものとする。

（３）人畜等に被害の恐れがないこと

（４）前号の他、本県の養蜂振興に悪影響を及ぼす恐れがないこと

附 則

この指針は、平成18年2月8日から施行する。

この指針は、平成25年1月1日から施行する。

この指針は、平成27年3月13日から施行する。

この指針は、令和6年3月6日から施行する。

確 認 票

番号・氏名

確認日 月 日 ( 電話・訪問 )

確認者

|                            |                                       |
|----------------------------|---------------------------------------|
| <p>該当蜂場<br/>及び蜂群数</p>      | <p>蜂場住所：蜂群数： 群</p> <p>蜂場住所：蜂群数： 群</p> |
| <p>意志の確認</p>               | <p>同意する ・ 同意する（条件付き） ・ 同意しない</p>      |
| <p>条件付き同意の<br/>場合、その条件</p> | <p>例：蜂群数を〇〇以下にする 等</p>                |
| <p>その他</p>                 |                                       |

※意志の確認欄については、該当箇所を○印で囲んでください。